

## 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会表彰の概要

### (趣旨)

社会福祉法人内灘町社会福祉協議会（以降、本会と呼ぶ）会長名（以降、本会会長名と呼ぶ）で行う表彰及び感謝状の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

民生・児童委員及び社会福祉施設、社会福祉団体の役職員で永年にわたり積極的かつ献身的に活動を続け、その功績が顕著で他の模範となる者及び社会福祉活動に協力、援助した者に対しその功績をたたえ、労苦に報いることを目的とする。

### (基準日)

表彰の基準日は、毎年6月30日とする。

### (表彰及び感謝の方法)

表彰及び感謝の方法については、次の各号によるものとする。

- (1) 表彰及び感謝は、毎年行う。
- (2) 表彰及び感謝については、内灘町社会福祉大会及び業種別大会でこれを行なう。
- (3) 表彰及び感謝については、本会会長名の表彰状及び感謝状並びに記念品を贈呈してこれを行なう。

### (表彰対象者)

表彰対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 民生・児童委員で、その功績が顕著な者
- (2) 社会福祉事業従事者で、その功績が顕著な者
- (3) 社会福祉事業関係団体役員等でその功績が顕著な者
- (4) 社会福祉協議会職員でその功績が顕著な者
- (5) ボランティア活動が優秀な個人又は団体

### (表彰資格)

表彰に該当する資格は、別表の条件を具備する個人及び団体で、現職及び活動継続中に限るものとする。

### (推薦方法)

表彰又は感謝に該当する者・団体を、これらの所属する事業者・団体の代表者、又は関係機関の代表者が、推薦調書（様式1、様式2）で内灘町社会福祉協議会会長あて推薦するものとする。

別表 表彰資格

表彰区分	表彰条件
民生・児童委員	8年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする）
社会福祉事業従事者	10年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする） ただし、保育所職員（正規職員）は18年以上 社会福祉法人等役員は、14年以上
社会福祉事業関係団体役員等	社会福祉協議会関係の団体役員・会員で、団体活動に対する功績が顕著で他の模範となる5年以上の者
社会福祉協議会職員	14年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする）
ボランティア活動者 ボランティア団体	7年以上